

●香川県告示第300号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和2年10月6日から同月27日まで一般の縦覧に供する。

令和2年10月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 三木国分寺線（12号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市仏生山町甲58番1地先 から	前	12.1～41.2	208	道路整備事業による現道 拡幅及び交差点改良
高松市三名町21番1地先まで	後	12.1～44.3	208	